

伊佐市農業委員会 4 回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 6 月 28 日（金）午前 9 時 00 分から 10 時 40 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (25 人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	8 番委員	1 番推進委員	8 番推進委員
2 番委員	9 番委員	2 番推進委員	9 番推進委員
3 番委員	10 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
4 番委員	11 番委員	4 番推進委員	13 番推進委員
6 番委員	12 番委員	5 番推進委員	14 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	15 番推進委員
		7 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 8 番委員 9 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 5 号「非農地証明願」について
議案第 6 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
本日は5番農業委員が欠席で出席者は12名です。規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
8番農業委員と9番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1ページから7ページになります。
農地法による解約が2件、田3筆です。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が23件、田69筆、畑3筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 報告2号 農地の利用目的変更について、事務局お願いいたします。

事務局 8ページをお開き下さい。
報告第2号農地の利用目的変更につきまして、6月17日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。
申請者は、伊佐市菱刈前目に居住されています HKさん49歳です。
申請地は、伊佐市菱刈下手字江川570番、地目は畑、地積は3,051㎡で、まごし温泉から西へ約2.2kmに位置し、県営圃場整備地に隣接する農地です。

申請地は父親の代から田として利用されていましたが、すぐ横に土地改良区が管理する水路があることから、今後も田として管理するとのことで今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

なお、菱刈土地改良区からの意見書も添付してあることから、問題はないと思われます。

以上のことから、本届出は適切であると思われますことを報告いたします。ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

1 1 番 畑を水田にするということは、水が足りないということで下手地区でも無
農業委員 断で畑を田として作っている人が何人かいますが、それを認めれば田として認めるわけですから、水利費を払わないといけなくなるので、畑を田として認めていいんですかね。土地改良区に聞いてみてください。

事務局 先ほど報告しましたが、今回Hさんが相続されて、名義がKさんになったわけですが、本人も田と思っていたみたいで、全部事項証明書をとったところ地目が畑ということが分かったんですが、お父さんの代から田として利用されており、水利費についてももらうように土地改良区の意見書も添付してあるということで報告しました。

1 1 番 これが本当に認めれば、下手地区にこれが分かれば大きな問題になると思
農業委員 います。それは簡単にはできないと思いますよ。

3 番 減反制度が始まる前に、畑から田んぼに変えて、1年耕作すれば次の年から
農業委員 ら認められたが、最近認められていないんですよ。水利権の問題があるので、土地改良区としても下手の人が納得しないと許可できないんじゃないんですか。大変なことだと思います。簡単に畑から田に変えるということは、ここの問題ではなく、水利権の問題があるので、下手の人が納得するかしないか。水が来ないのに上の方で取ればまだ来ないことになるので、簡単に農業委員会が許可しましたということで済むかどうか。確認をお願いします。

事務局 5月14日付けで、HK様宛に意見書が出ていますが、その中に申請農用地は、本土地改良区圃場整備地区外ではあるが、多面的機能支払交付金事業の交付対象地である。地目変更後、本区管理の用排水路の利用を開始する場合は、土地改良区へ連絡の上、利用面積に応じた水使用料を支払うことを前

提に以下の協議事項を確認する。ということで農地利用目的変更届を提出されています。

7 番 畑を田に転用することについては、法律的にどうなのか疑問視されると思います。ですから事務局で詳しく調べてみてください。先ほど言われたように転作関係の問題がらみでは色々あって、勝手に畑を田にはできないというのがあったような気がします。そこらも含めて調べてみてください。

下手の関係もあるので、圃場整備で畑として整備したところも水路は通っているの、田として利用できるんですよ。なので、慎重に検討しないといけないと思います。これは菱刈だけではなく大口もあるのではないですか。

1 4 番 前もこの問題はあって、畑を田に認めるか認めないか。隠れて畑に水田を作っているのは多々あります。本人に注意したら黙っといてください。と言われたんですが、そういうわけにはいかないの、法務局の地目は畑なので、私達は賛成意見ではありませんが、前もこういう問題があって1回は認めたんですが、今回これを認めると、ヤミで作っている人達が許可が出たということで、後に続く人たちが多々あるかと思います。

2 番 圃場整備の段階で水利権とのすり合わせをちゃんとして、畑は畑、田は田ということで整備しているんですが、ただ、将来的に畑を田にできるようになればという考えで、用水路を通してあります。一番問題なのは水利費だと思います。

1 1 番 減反政策がなくなる前は、田にどうにかしてできるように排水路も通してあるが、減反政策が始まり、畑は田にできないというような考えで、来ていると私は、土地改良区もそういった指導をしてきたとみているわけですが、簡単にそこだけ1ヶ所許可をするということになれば、大変なことになりますよ。言いたいです。

何故、土地改良区がこのような許可を出したという意見が出たということと、これから先、問題が出てくるのではないですか。と伝えてください。

事務局 はい。わかりました。今回、Hさんについては、土地改良区の意見書を添付され申請されましたが、今、委員の方から色々意見が出ましたので、土地改良区の方には連絡したいと思います。

議長 Hさんの件につきましては、保留でいいですか。

(「はい」という声、多数あり。)

議長 この件につきましては、保留でお願いします。

————— 議案第1号 —————

議長 では、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借につきましてご説明申し上げます。
17ページをご覧ください。
期間は1年から10年で、面積は田181,497㎡、畑1,591㎡の計183,089㎡です。利用権を設定する者の数46名、利用権の設定を受ける者の数20名です。
土地の詳細につきましては、9ページ番号1から16ページ番号47のとおりです。以上説明を終わります。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提

案いたします。

整理番号1番から10番まで、一括で報告をお願いします。

ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る6月23日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人 Y Tさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 Y Mさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字桶之口4202番3で、地目は田、地積661㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、2,109㎡であります。総会資料の13ページ番号28で農地の利用集積をお母さんから1,723㎡受けていますので、合計3,832㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る6月23日現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人 I Tさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 M Aさんは、東京都世田谷区桜に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口山野字坂下1123番で、地目は田、地積は1,201㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は105,627㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る6月26日現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。

申請人 MYさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は85歳です。

渡し人 IYさんは、霧島市国分向花町に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2344番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,730㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は18,694㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約700mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る6月24日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 WHさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 WTさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は72歳です。

二人は親子になります。

申請地は、伊佐市菱刈重留字松下285番2外3筆で、地目は田、地積は合計8,497㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は19,195㎡で、取得可能面積です。農業従事者は4名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る6月25日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は54歳です。

渡し人 KSさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字天明1422番外1筆で、地目は畑、地積は合計360㎡と、字鋤先1722番2外1筆で、地目は田、地積は合計6,499㎡で4筆地積合計6,859㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は今回の贈与分6,859㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番、7番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番、7番について、去る6月27日に現地調査を行いましたので、私6番が報告をいたします。

整理番号6番の申請人 社会福祉法人 HHさんは、伊佐市大口曾木に所在しています。

渡し人 YHさんは、熊本県菊池市七城町に居住され、市外住民で年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字古川1964番外1筆で、地目は畑、地積は合計217㎡と、同じく字古川1950番で地目は田、地積は1,442㎡の3筆合計1,659㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は1,196㎡ですが、今回の贈与分と整理番号7番の売買分で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は約1.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しな

いと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、定款等が添付してあります。

続きまして、整理番号7番についてですが、譲受人は整理番号6番と同じ社会福祉法人 HHさんです。

渡し人 KNさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字梨子山2035番1で、地目は畑、地積は2,014㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は1,196㎡ですが、今回の売買分と整理番号6番の贈与分で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、定款等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る6月26日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は52歳であります。

渡し人 TEさんは、大阪府茨木市東奈良に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字中鶴1512番1で、地目は田、地積は887㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は15,756㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約200mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る6月25日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。</p> <p>申請人 WRさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は55歳です。</p> <p>渡し人 TAさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は48歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈市山字井之上1212番2で、地目は田、地積は1,382㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は4,394㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く完備された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号10番、11番について、9番農業委員の報告を求めまます。</p>
9 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。</p> <p>申請人 HTさんは、始良郡湧水町北方に居住され、市外住民で年齢は69歳です。</p> <p>渡し人 YYさんは、霧島市国分中央に居住され、市外住民で年齢は56歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字竹下3467番2で、地目は田、地積は1,221㎡の所有権移転売買です。</p> <p>受人は自作地として湧水町内に7,832㎡、伊佐市内に923㎡、合計8,755㎡を耕作しており取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約10kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図、湧水町農業委員会の耕作証明書等が添付されております。</p> <p>続きまして整理番号11番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。</p> <p>申請人 HTさんは、始良郡湧水町北方に居住され、市外住民で年齢は</p>

69歳です。

渡し人 KZさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は52歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字西園3144番2外5筆で、地目は田、地積は合計5,538㎡の所有権移転売買です。

受人は自作地として湧水町内に7,832㎡、伊佐市内に923㎡、合計8,755㎡を耕作しており取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約10kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、湧水町農業委員会の耕作証明書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号12番について、1番農業委員の報告を求めまます。

1番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る6月20日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたしまます。

申請人 MMさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は45歳であります。

渡し人 STさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字桑水流394番外1筆で、地目は田、地積は合計4,734㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は6,708㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号13番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る6月22日に現地調査を行いましたので、

私11番が報告いたします。

申請人 STさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は58歳であります。

渡し人 SKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は89歳です。二人は親子になります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字池ノ上48番3外4筆で、地目は田、地積は合計6,168㎡と前目字天神後5215番1外1筆で、地目は畑、地積は合計1,570㎡で、地積合計7,738㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は今回の贈与分で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号14番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る6月26日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は69歳であります。

渡し人 HTさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は96歳です。二人は親子になります。

申請地は、伊佐市大口平出水字谷口1993番1外2筆で、地目は田、地積は合計2,591㎡と同じく字谷口1994番1で、地目は畑、地積は233㎡で、地積合計2,824㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は5,955㎡で取得可能面積です。農業従事者は1名で、通作距離は約20kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

- 議長 整理番号15番について、12番農業委員の報告を求めます。
- 12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る6月23日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。
- 申請人 YZさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は43歳であります。
- 渡し人 MSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は71歳です。
- 申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊原2799番4で、地目は畑、地積は348㎡と同じく字都丸2881番1で、地目は田、地積は487㎡で、地積合計835㎡の所有権移転贈与です。
- 受人の経営面積は1,888㎡ですが、総会資料16ページの番号47の利用権設定で936㎡と今回の贈与分で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号1番から整理番号15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。
- よって整理番号1番から整理番号15番については許可が決定いたしました。
- 議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数15件について、15件の許可が処分決定しました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出」の意見決定について、整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出」の意見決定について、整理番号1番について、去る6月25日、申請人のSさん立ち合いのもと、9番推進委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口針持に居住されているSSさんで、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字瀬戸口1911番1外7筆で、地目は田、地積は合計4,829㎡です。

所在地は、丸目畜産の西側約200mに位置し、現況は田で、北側は山林、南側も山林、東側が田、西側は市道であります。

編入目的は、農地として有効利用したいため、農用地に編入するものであります。申請地を農用地に編入することに問題はないと思われまます。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出」の意見決定について、申請件数1件について、1件の意見決定いたしました。

議案第4号

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る6月25日、申請人の代理人 MKさん立会いのもと、13番農業委員、8推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、熊本市北区津浦町に居住されている TRさんで、市外住民です

譲渡人は、鹿児島市花野光ヶ丘に居住されている KKさんで、市外住民です。

本申請は、賃借権で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口篠原字篠原2081番1で、地目は田、地積は1,045㎡であります。

所在地は、大口中央中学校から北東へ約1kmに位置しており、南側は田、東側は道路を挟んで宅地、北側も宅地、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電事業であります。パネル設置枚数300枚、設置容量91.5kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 農 業 委 員	番	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る6月25日、申請人の代理人 Mさん立会いのもと、9番推進委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、佐賀県佐賀市久保田町に居住されている YMさんで、市外住民です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口川岩瀬に居住されている SMさんで、年齢は62歳です。</p> <p>本申請は、賃借権で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口川岩瀬字日渡145番2外1筆で、地目は畑、地積は合計1,013㎡であります。</p> <p>所在地は、羽月西小学校より東へ約300mに位置しており、東側は畑、西側は道路、南側も道路、北側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量109.0kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、位置図、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長

整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番
農 業 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る6月25日、株式会社 HのYさん立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、茨城県日立市幸町に所在する 株式会社 H 取締役社長 N Kさんで、市外住民です。

譲渡人は、鹿児島市上福元町に所在する 株式会社 Kで、農地所有適格法人です。

本申請は、賃借権で、農地区分は第1種農地、一時転用で転用目的は風況測定器を1棟設置となっており、設置面積は133㎡になります。

申請地は、伊佐市大口小川内字上場514番508で、地目は牧場、地積は1,088,586㎡であります。

所在地は、平出水小学校より約1.3Kmで、県道118号線湯ノ尾大口線、出水上場入口より約4kmに位置し、測定器タワーの高さは59.96mです。

申請地を候補地として選定した理由として、風力発電事業を行うための風況がありそうな土地で、民家との離隔を十分に確保できることと、周辺の土地が風力発電機を建設できそうな地形で機器の輸送が可能で且つ電力の接続場所が近傍であるということでした。

約1年間で風況を測定し、不十分でないときは多少伸びるとのことでした。また、許可が出た後の風力発電機を建設されたとき、風力発電機による振動や騒音被害等が聞かれますが、民家とは離れていてKの牛舎と牛に対するストレス等を伺いましたが、問題なく大丈夫とのことでした。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号4番について、去る6月25日、申請人の代理人
Mさん立会いのもと、3番推進委員、15番推進委員、私1番農業委員の3
名で共同調査をしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、福岡県小郡市小郡に居住されている TSさんで、市外住民です。

譲渡人は、霧島市隼人町内山田に居住されている MMさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口曾木字石鳥場2762番1で、地目は田、地積は1,123㎡であります。

所在地は、西太良コミュニティーセンターから南へ約300mに位置しており、南側は山林、東側は田、北側は宅地、西側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数292枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ

ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る6月25日、申請人の代理人Mさん立会いのもと、3番推進委員、15番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、熊本県山鹿市鹿校通四丁目に居住されているGSさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口針持に居住されているSHさんで、年齢は56歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口針持字松山3755番で、地目は畑、地積は906㎡であります。

所在地は、針持小学校から南へ約2.5kmに位置しており、南側は田、東側は宅地、北側は田、西側は原野であり、周囲に与える影響はないと思われれます。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数304枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、

委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る6月25日、S株式会社のYさん
農 業 委 員 立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、兵庫県神戸市兵庫区下沢通八丁目に所在する S株式会社 代表取締役 NSさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口大島に居住されている UZさんで、年齢は80歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口白木字寺後49番で、地目は田、地積は2,204㎡であります。

所在地は、羽月小学校より北へ約500mに位置しており、北側、西側、南側は山林、東側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数364枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計

画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る6月25日、S株式会社のYさん立会いのもと、2番推進委員、4番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、兵庫県神戸市兵庫区下沢通八丁目に所在する S株式会社 代表取締役 NSさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている HYさんで、年齢は74歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字牛田1941番3で、地目は畑、地積は2,060㎡であります。

所在地は、県立北薩病院から西へ約1kmに位置しており、西側は山林、北側、南側、東側は不耕作地であり、周囲に与える影響はないと思われま。しかし、申請地においては荒廃化が進んでおり、周囲との境界がはっきりしないので、農地性を有しているとは言い難い状況であります。

立会人に確認したところ、再測量、農地への回復を約束いただいたので、今回の申請については、3名の調査員の意見において、経過報告末の保留が妥当であると判断しました。

なお、添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

4番農業委員の報告が終わりました。

整理番号7番については、保留という報告です。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号7番について、保留で賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号7番は、保留で決定いたしました。

議 長

整理番号8番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番
農 業 委 員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る6月25日、申請人の KKさん立ち合いのもと、5番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈重留に居住されている KKさんで、年齢は65歳です。

譲渡人は、静岡県伊豆の国市奈古谷に居住されている SAさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は農業用倉庫として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1348番5で、地目は田、地積は174㎡であります。現況は既に農業用倉庫が建築されており、周辺は住宅及び空き地となっております。

所在地は、田中小学校から西へ約700mに位置し、昭和58年4月に農地の売買が行われ、その時に転用が済んでいると自覚があり、その後農業用倉庫として利用しています。

周囲に農地がないため、転用による影響はありません。また、雨水は東側に側溝があり、市道の排水路もあることから現状のままで可です。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号9番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る6月25日、申請人の代理人 K 行政書士立会いのもと、7番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈徳辺に所在する 株式会社 Yさんです。

譲渡人は、鹿児島市向陽一丁目に居住されている NAさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第1種農地で、転用目的は駐車場及び資材置場として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈前目字矢房654番126外1筆で、地目は田、地

積は合計1, 499㎡であります。

所在地は、菱刈庁舎から南西へ約500mに位置し、南側は道路、東側は田、北側は宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号10番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号10番について、去る6月25日、申請人の代理人 A
行政書士立会いのもと、13番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員
の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている KTさんで、年齢は29歳
です。

譲渡人は、名古屋市名東区引山3丁目に居住されている ITさんで、市
外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第1種農地の集落接続施設で、
転用目的は駐車場として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番615で、地目は畑、地積は

197㎡であります。

地目は畑ですが、平成9年9月8日に宅地より分筆し、駐車場として利用されており、始末書が提出されています。

所在地は、ダイナムパチンコから東へ約500mに位置し、南側は田、東側は宅地、北側も宅地、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号11番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る6月25日、申請人の代理人 S行政書士立会いのもと、13番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住されている TYさんで、年齢は29歳です。

譲渡人は、伊佐市大口牛尾に居住されている YKさんで、年齢は81歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第1種農地の集落接続施設で、

転用目的は一般住宅として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番219で、地目は畑、地積は358㎡であります。

所在地は、郡山団地から西へ約300mに位置し、南側は畑、東側は畑と宅地、北側も畑と宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号11番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号12番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号12番について、去る6月25日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、2番推進委員、4番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市荒田二丁目に居住されている HYさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている YYさんで、年齢は75歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字井手山1454番外1筆で、地目は畑、地積は合計1,054㎡であります。

所在地は、県立北薩病院から西へ約1.5kmに位置し、南側は畑、東側は畑、北側は道路、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われ
ます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号12番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号13番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農業委員 いてのうち、整理番号13番について、去る6月25日、申請人の代理人 T
行政書士立会いのもと、3番農業委員、11番推進委員、私2番農業委員の
3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、大阪市中央区道修町に所在する 株式会社E 代表取締役 K
Kさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている Y I さんで、年齢は74歳で
す。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転

用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口里字小水流1736番1外1筆で、地目は田、地積は合計2,077㎡であります。

所在地は、タイヨーから南へ約150mに位置し、東側は宅地、西側は田、南側は畑、北側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量98.1kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号13番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号14番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号14番について、去る6月25日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、3番農業委員、11番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、福岡市東区松田3丁目に居住されている ATさんで、市外住民です。

譲渡人は、愛知県安城市赤松町的場に居住されている ISさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転

用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口里字小水流1735番で、地目は田、地積は1,040㎡であります。

所在地は、タイヨーから南へ約150mに位置し、東側は田、西側は田、南側は畑、北側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数212枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号14番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号14番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号15番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号15番について、去る6月25日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、7番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、大阪市中央区道修町に所在する 株式会社E 代表取締役 K Kさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されている TAさん外1名です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3179番1で、地目は畑、地積は1,424㎡であります。

所在地は、旧鹿北製油のすぐ隣に位置し、南側は道路、東側は宅地、北側は畑、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号15番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号15番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号16番、17番については、譲受人が同一で関連事業になりますので一括で報告をお願いします。12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号16番について、去る6月25日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、1番推進委員、13番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田に所在する O株式会社 代表取締役 MEさんです。

譲渡人は、伊佐市大口原田に居住されている KMさんで、年齢は70歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は駐車場として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口原田字石橋702番1で、地目は田、地積は631㎡であります。

所在地は、伊佐農林高校より西へ約500mに位置し、南側は田、東側も田、北側は宅地、西側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

続きまして、整理番号17番について報告いたします。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号17番について、去る6月25日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、1番推進委員、13番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田に所在する O株式会社 代表取締役 MEさんです。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている HWさんで、年齢は66歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は駐車場として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口原田字石橋699番外1筆で、地目は田、地積は合計1,310㎡であります。

所在地は、伊佐農林高校より西へ約500mに位置し、南側は田、東側も田、北側は宅地、西側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号16番、17番について、処分決定することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号16番、17番は処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい
て、申請件数17件について、1件の保留、16件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして
農 業 委 員 去る6月25日、申請人の代理人 事務局立会いのもと、2番農業委員、1
1番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしまして、3番が報
告いたします。

申請人 YYさんは、愛知県稲沢市東緑町に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口上町字上町38番1で、地目は田、地積は
272㎡です。

農地区分は3種農地となっております。

申請地の位置として、県始良・伊佐地域振興局伊佐支所から西へ約70m
位に位置し、北側は宅地、東側は道路を挟んで空き地、西側は国道、南側は
宅地であります。

非農地となった時期及び理由としましては、平成2年頃より隣接する方が
駐車場として利用されており、今後も耕作される予定がないとのことでした。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は
喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されて
います。

		委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 農 業 委 員	番	議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る6月25日、申請人の夫 KTさん立会いのもと、5番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましてので、9番が報告いたします。 申請人 KSさんは、伊佐市菱刈重留に居住されています。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1348番1で、地目は田、地積は585㎡です。 申請地の位置として、田中小学校より西へ約700m位に位置し、現況は空き地です。昭和54年頃から隣接する宅地の通路及び駐車場、資材置場として利用されており、農地として使用されることはなくなっております。また、雑種地として現況課税されています。 当該農地は耕作されなくなってから20年以上が経過しており、今後農地として復旧するのが難しい状況です。 調査の結果、3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。 添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、課税台帳等が提出されています。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について提案いたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、事務局より報告いたします。

別添の資料をご覧ください。

平成30年7月から9月にかけて行われました、農地利用状況調査において荒廃農地B分類の判定を受けました農地は、田295筆、292,920㎡、畑163筆、154,105㎡、その他11筆、9,798㎡、合計469筆、456,823㎡になります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で事務局の報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第6号事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定については決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。6月の月例報告をします。
5日、6月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
25日、現地調査を一斉にしております。28日、本日は第4回農業委員会の総会です。
7月の行事予定ですが、5日に7月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。24日が現地調査です。29日が第5回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、令和元年度 第4回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時40分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 8 番

伊佐市農業委員 9 番